平成２１年（フ）第８５号
愛媛県宇和島市津島町下畑地甲３番地
債務者　河野　豊広
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第８６号
愛媛県宇和島市津島町下畑地甲３番地
債務者　河野　直子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第９１号
愛媛県宇和島市川内甲2124番地４
債務者　谷口　智式
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第９２号
愛媛県宇和島市川内甲2124番地４
債務者　谷口　智子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第３９９号
高知市神田241番地72
債務者　松本　眞一
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４１７号
高知市南金田３番52―５号　金田ハイツＥ301号
債務者　川村　万里
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４２２号
高知市瀬戸南町２丁目２番39―５号
債務者　三谷加代子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４２４号
高知市潮見台３丁目406番地
債務者　髙橋　信子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４２６号
高知県香美市土佐山田町2016番地４
債務者　中村有佳理
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４２８号
高知市若草町３番１―403号
債務者　宮地　正也
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４５３号
高知市長浜572番地
債務者　平田　　拓
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６８号
高知県須崎市南古市町５番20号　西乙１号室
債務者　松本　悌精
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第６９号
高知県須崎市南古市町５番20号　西乙１号室
債務者　松本　純子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第７０号
高知県須崎市多ノ郷甲612番地４
債務者　橋本真由美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第７１号
高知県高岡郡四万十町本堂379番地
債務者　吉田　美穂
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第４４号
高知県安芸郡奈半利町乙833番地３
債務者　川本　政秀
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
佐賀県唐津市西大島町16番10号
債務者　木村　貢修
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第７２号
佐賀県唐津市八幡町638番地216、前住所佐賀県唐津市八幡町638番地211　プラシードカーサひまわり103号
債務者　溝添　　旭
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部